

統計法施行令の一部を改正する政令要綱

一 別表第二の十四の項に規定する国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地の所有及び利用についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする基幹統計の目的及び調査方法の変更に伴い、都道府県知事が行う事務に関する規定について所要の改正を行うこと。（別表第二関係）

二 この政令は、公布の日から施行するものとする。